

亀山市告示第72号

亀山市水痘及びおたふくかぜ予防接種費助成金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成27年3月31日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市水痘及びおたふくかぜ予防接種費助成金交付要綱の一部を改正する告示

亀山市水痘及びおたふくかぜ予防接種費助成金交付要綱（平成20年亀山市告示第71号）の一部を次のように改正する。

第3条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。

様式第1号中

	年 月 日	水痘1回目
		水痘2回目
		おたふくかぜ
	年 月 日	水痘1回目
		水痘2回目
		おたふくかぜ

を

年 月 日	水痘2回目
	おたふくかぜ
年 月 日	水痘2回目
	おたふくかぜ
年 月 日	水痘2回目
	おたふくかぜ

に改める。

様式第2号中「水痘(1回目・2回目)」を「水痘(2回目)」に改める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行し、平成27年度分の助成金の交付から適用する。